

国民健康保険税の特別徴収(年金天引き) が中止となる方はご注意ください

国民健康
保険

■問合せ 国保年金課国保係 ☎029-885-0340(内)116・117

世帯主と国民健康保険(国保)加入者全員が65歳~74歳の世帯の方は、原則、国民健康保険税を特別徴収(年金からの天引き)により納付していただいております。

しかし、介護保険料と国保税を合わせた額が年金額の2分の1以上となる場合は特別徴収は中止され、年度の途中で特別徴収から普通徴収へ変更となります。

普通徴収へ変更となる方のうち、国保税の口座振替の登録がされていない方には7月中旬に6回分の納付書を送付しております。納付書が届いた方については自動で国保税を徴収されなくなるため、納め忘れにご注意ください。

▼年度の途中で特別徴収から普通徴収に変更となる方▼

4・6・8月に年金天引きにより納付いただいた後、10月からの特別徴収は中止となり、9月から翌年の2月までに納付書または口座振替により納付いただきます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
特別徴収	○		○		○		—		—		—
普通徴収				—	—	○	○	○	○	○	○



国保税の納付は、納め忘れることがなく、窓口で納めに行かなくてもすむ口座振替がおすすめです。新規にご登録する場合は、預金通帳や通帳届出印、国保税の納付書を持参し指定の金融機関にてお申込みください。

マイナンバーカードの 休日申請補助・休日交付 を実施します

《休日申請補助》

休日にマイナンバーカードの発行を希望する方を対象に、写真撮影(無料)を行い、申請のお手伝いをします。

◇**予約方法** 平日午後5時までに電話または役場住民課窓口で予約してください。

◇**実施日時** 9月13日(日)、26日(土)、10月11日(日) 午前8時30分~午後1時

◇**実施場所** 役場住民課窓口

◇**申請に必要なもの**

・本人確認書類 運転免許証等の顔写真付きの公的身分証明書、健康保険証、年金手帳等の身分証明書を組み合わせると2点 *顔写真付きの公的身分証明書1点の場合でも申請は行えますが、カードの受取方法を選択できない場合があります。

・通知カード*

・住民基本台帳カード*

※お持ちの方のみ

《休日交付》

休日にマイナンバーカードの受け取りができますので、予約のうえご来庁ください。なお、個人番号カード交付電子証明書発行通知書兼照会書に記載の受取期日が過ぎていてもマイナンバーカードを受け取れますので、廃棄せずにご持参ください。

◇**予約方法** 平日午後5時までに電話または役場住民課窓口にてご予約ください。

◇**実施日時** 9月13日(日)午前8時30分~午後1時

◇**実施場所** 役場住民課窓口

◇**受取に必要なもの**

・個人番号カード交付、電子証明書発行通知書兼照会書(はがき)

・本人確認書類

・通知カード*

・住民基本台帳カード*

※お持ちの方のみ



◇問合せ 役場住民課 ☎029-885-0340(内)108